

4年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4. 3. 23	R4. 4. 6	別紙「対象公文書一覧」のとおり	47	1						1	1		1	1	1			<p>(7条2号) 公務員等ではない個人の氏名であるため。</p> <p>(7条3号) 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。</p> <p>(7条5号) 都の機関及び他の地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであるため。</p> <p>(7条6号) 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。</p> <p>(7条7号) 都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるものであるため。</p>	人事委員会事務局 任用公平部 任用給与課